

周波数割当計画(抜粋)

【平成 12 年 11 月 30 日郵政省告示第 746 号】

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
790-862 固定 放送	806-890 固定 移動 5.317A 放送	610-890 固定 移動 5.317A 放送	810-820 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成 24 年 7 月 24 日までは 940-950MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、I M T - 2000 を提供する無線局への割当では、別表 7 - 2 による。
			820-826 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。
			826-828 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成 24 年 7 月 24 日までは 956-958MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、I M T - 2000 を提供する無線局への割当では、別表 7 - 2 による。
			828-830 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。
			830-831.5 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用、空港無線電話用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。 空港無線電話用の無線局によるこの周波数帯の使用は、885-886.5MHz 帯と対の二周波方式に限る。 空港無線電話用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 5 月 31 日までに限る。
			831.5-832 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用、空港無線電話用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。 空港無線電話用の無線局によるこの周波数帯の使用は、886.5-887MHz 帯と対の二周波方式に限る。 空港無線電話用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 19 年 9 月 30 日までに限る。
			832-834 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用(携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成 24 年 7 月 24 日までは 887-889MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、I M T - 2000 を提供する無線局への割当では、別表 7 - 2 による。
			834-836 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。
			836-838 J58	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用) 一般業務用(デジタル M C A 陸上移動通信用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。 デジタル M C A 陸上移動通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、891-893MHz 帯と対の二周波方式に限る。 デジタル M C A 陸上移動通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 19 年 5 月 31 日までに限る。
			838-846 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用(携帯無線通信用)	この周波数帯の使用は、平成 24 年 7 月 24 日までは 893-901MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、I M T - 2000 を提供する無線局への割当では、別表 7 - 2 による。
5.312 5.314 5.315 5.316 5.319 5.321	5.317 5.318	5.149 5.305 5.306 5.307 5.311 5.320	846-850 J58B	移動 J58C	電気通信業務用(携帯無線通信用) 公共業務用(地域防災無線通信用)	携帯無線通信用への割当では、別表 7 - 2 による。 地域防災無線通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、901-903MHz 帯と対の二周波方式に限る。 地域防災無線通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 23 年 5 月 31 日までに限る。